

社会福祉法人松の実福社会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人松の実福社会(以下「当法人」という)定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、当法人定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項で定める報酬で、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、当法人定款第 8 条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、理事に準じて報酬を支給する。

(報酬額等の決定)

第 4 条 当法人の全理事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間 4 万円以内とする。
- 3 当法人の、理事、監事、評議員の報酬等は、別表 1「理事・監事・評議員の報酬等」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第 5 条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用について

は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者については、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別表2「出張に係る報酬及び旅費」に定めるとおり支払うことができるものとする。

（報酬等の支払）

第6条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

（報酬等の支払方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表 1

理事・監事・評議員の報酬等

名 称	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	2,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	2,000円	2,000円
監事監査報酬等	2,000円	2,000円

別表 2

出張に係る報酬及び旅費

区 分	報 酬 (1日につき)	旅 費		旅 費 実 費
		宿泊費 (1夜につき)		
		甲 地 方	乙 地 方	
金 額	2,000円	15,000円	13,000円	

備 考

宿泊費の欄中甲地方とは東京都及び政令都市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。